

[平成18年12月14日市民環境委員会－12月14日-01号]

◆芝田 委員 おはようございます。公明党の芝田でございます。本日は、多くの質問者がおられますので、理事者におきましては簡潔にお答えいただきまして進めていきたいと思っております。

私は、本定例会に提案されております議案第172号堺市環境影響評価条例について質問したいと思っております。今回の大綱質疑でも我が党よりこの条例についてご質問いたしましたので、今回はより詳細について、また何点か確認したいことがありますので、質問させていただきます。

大阪府条例が現在もちろんアセスメントとして執行されているわけですが、この堺市の今回の条例と大阪府の条例についての大きな相違点をまずお聞きしたいと思います。

◎吉松 環境共生課参事 府条例と現在提案中であります市条例の相違点でございますが、まず、1点目としまして、手続のスタートの違いがございます。府条例では、事業計画をもとに作成された環境影響評価方法書の提出が手続のスタートであります。その方法書は、調査、予測評価の方法とともに、環境配慮事項の抽出及び環境の保全上の措置を主な内容としております。

一方、市条例の手続のスタートは、条例第8条から第11条において、事業の計画段階における事前配慮計画書の作成となっております。この事前配慮計画書の内容につきましては、条例第6条に規定しております事前配慮指針の策定の中で今後検討することになりますが、複数案の作成や特に影響が著しいと考えられる環境項目にかかわる調査及び評価、環境影響の回避もしくは提言、または代償を図る措置及び良好な環境の創出に係る措置といった内容を考えております。

次に、2点目としまして手続の違いがございます。府条例においては、対象事業の規模を府下一律に設定し、その手続も同様の流れにしております。市条例においては、条例第2条第2号で、府条例対象事業を第1種分類事業、本市独自の対象事業を第2種分類事業とし、第1種分類事業及び2種1号事業については、府条例と同様の手続を事業者が行うことにしております。その一方で、2種2号事業につきましては、地域特性、環境に及ぼす影響の大きさ等を考慮して、条例第12条から第14条にあります方法書ではなく実施計画書の手続を行うことになります。

続きまして、3点目といたしまして条例別表第2条関係として対象事業の種類があります。市条例では、府条例が対象としている事業から飛行場やダムなど堺市域で実施される可能性のない事業については対象事業から除外し、8号の研究施設や17号の都市公園、20号の駐車場などを対象事業として加えております。以上です。

◆芝田 委員 それでは、本条例の効果、メリットは何なのかお答え願いたいと思っております。

◎吉松 環境共生課参事 本条例の効果、メリットということでございますが、本条例が制定されますと、本市が大規模な開発事業等を実施する事業者に対しまして、環境の保全に関する意見を述べることができ、また環境に配慮した開発等へ誘導することによりまして、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会づくりに役立つものと考えております。以上です。

◆芝田 委員 前回の大纲質疑でも、市長が今のような効果について答弁していただきましたけれども、この今特に住環境、そしてまた無秩序な環境破壊また開発等がですね、問題になっている中で、私ども公明党もこういった条例を制定して、今言った効果を高めるために進めていただくということで、今回推し進めているわけでございますけれども、それとまた、今回のこの条例におきまして大きな3つの特徴を挙げられております。

まず、1点目は、事前配慮指針に基づく配慮計画書の提出によります計画段階における事前協議の実施、2点目は、堺市が独自に制定する対象事業について手続の簡素化による事業者負担の軽減、3点目は、あらゆる手続の段階において公告、縦覧など情報提供の機会の拡大などがあるというようなことを聞いておりますけれども、この2点目のですね、堺市が独自に設定する対象事業について、手続の簡素化による事業者負担の軽減とありますが、この点をご説明願いたいと思います。

◎吉松 環境共生課参事 事業者負担の軽減ということで、まず、本条例の対象となるすべての事業に対しまして、事業者が必要とする環境影響評価に係る情報を我々の方で可能な限り整理しまして、その情報を事業者に提供することにより、調査期間の短縮等を図ってまいりたいと考えております。

また、2種2号事業につきましては、実施計画書の手続の中で申請期間の短縮等による事業者負担の軽減を考えております。以上です。

◆芝田 委員 2点についてお答えいただきましたけれども、後段の方の2種2号事業、これは堺市独自の決めました事業だというふうに思いますが、この実施計画書の手続の中で審査期間短縮等がある、それによって事業者の負担が軽減されるということ。わかりやすく言えば、日にち等が短縮されるということですが、この辺もう少しわかりやすくご説明願いたいと思います。

◎吉松 環境共生課参事 2種2号事業者の手続でございますが、まず、事業者から実施計画書が提出されますと、我々としまして、市としてこれを公告し、45日間縦覧するとともに、住民等の意見聴取を行います。その際、住民等から意見が提出された場合、事業者は住民意見に対する見解を市長に提出することになります。その日から我々としましては90日以内に市長意見を事業者に対し送付することになりますが、この期間をできる限り短縮したいと考えております。以上です。

◆芝田 委員 ありがとうございます。条例の効果等もお聞きしましたし、今のそういうメリットもお聞きしました。それでは、この本条例の罰則規定ですね、事業者等にかかわる罰則規定はどのようになっているかお答え願いたいと思います。

◎吉松 環境共生課参事 罰則規定でございますが、本条例第58条に基づきまして、事業者が環境影響評価の全部または一部を実施しない場合、虚偽の内容を記載した評価書等の書類を提出した場合、その他制度の趣旨に反し環境保全上著しい支障を来すおそれがあると認められる場合などには、事業者に対して勧告及び当該事業者の氏名等を公表することができることにしております。以上です。

◆芝田 委員 それでは、罰則規定の勧告及び公表の手順等はどのようになっているのかお示してください。

◎吉松 環境共生課参事 その手順でございますが、まず、事業者に期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することになります。そして正当な理由がなく勧告に従わないときは、事業者の氏名等を公表するとともに、事業に係る許認可権者に通知することになります。ただし、公表する場合、あらかじめ事業者へ通知し、意見を述べる機会を与えることになっております。なお、勧告及び公表までの期間等につきましては、これまでアセス条例等での事例がありませんので、今後関係法令等を参考に検討していきたいと考えております。以上です。

◆芝田 委員 ありがとうございます。それではちょっと角度を変えまして、本条例はどのような環境の保全に役立つのか、そしてまた、その課題は何なのかお聞きしたいと思います。

◎吉松 環境共生課参事 どのような環境の保全に役立つのか、また、その課題は何かということで、まず本条例においては、府条例が対象としております大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの生活環境項目、陸域及び海域生態系などの自然環境項目、景観、文化財などの土地環境項目、温室効果ガス、オゾン層破壊物質などの地球環境項目以外の項目としまして、堺市独自に光害、ヒートアイランド現象、さらにはコミュニティの分断、事業に関係する車両による生活環境への脅威等についても環境項目に加えることを検討し、幅広く、より環境の保全に配慮した開発等への誘導に役立てたいと考えております。

続いて課題でございますが、本条例に限らず、事業者にとっては手続に相当な期間が必要となります。これまでの府条例での例で申しますと、手続の期間はおよそ2年から2年半もかかります。また、より環境に配慮した事業にするための費用が必要となり、事業者にとっては大変な負担となります。

したがって、事業者は条例の適用を受けないように対象事業の規模要件の拡大を要求する考えられますが、その一方で、市民にとっては事業による環境への影響を極力なくすることが最も大切であり、対象事業の規模要件の縮小というものを要求することになると考えられます。すなわち環境の保全と開発に伴う経済の活性化との関係をいかに調整する、あるいは統合するのかが現在の課題であり、このことに関連しまして対象事業の規模、設定のあり方が焦点になると考えております。

このため大綱でも答弁がありましたように、規模要件の設定にあたりましては、堺市環境影響評価審査会の意見はもとより、市民、事業者の意見を十分に聞くなど、慎重に検討

を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

◆芝田 委員 課題が何かを述べていただきましたし、また大綱でも要望いたしました、まず規模要件がこれからこの条例が議決されてですね、この後にいろいろ規模要件を設定すると、それがまた大事なことだということでもありますので、再度、今、参事が言われましたように、この堺市環境影響評価審査会の意見と、そしてまた市民、事業者の意見を十分聞くという、この点をですね、しっかり頭に入れていただきまして慎重に検討していただきたいというふうに思います。

それと堺市は、都市再生緊急整備地域が幾つかあります。そういった中でこの緊急整備地域における規模要件の設定の考え方はどのようになっているのかお示してください。

◎吉松 環境共生課参事 市条例におきます対象事業の規模要件につきましては、この条例議決後の施行規則において設定することになりますが、市域の特性を十分考慮して地域区分をしたいと考えております。

まず、市街化区域と市街化調整区域に区分いたします。このうち市街化区域につきましては、工業専用地域及び都市再生緊急整備地域とそれ以外の市街化区域に、市街化調整区域につきましては、生態系のすぐれた地域とそれ以外の市街化調整区域というように4つの地域に区分したいと考えております。この4つの地域区分に基づきまして、地域特性に十分考慮し、それぞれの地域における規模要件を設定したいと考えております。以上です。

◆芝田 委員 4つの地域に区分するというお考えでありますけれども、特にこの工業専用地域及び都市再生緊急整備地域を1つのくりに考えておられますけれども、やはりこの都市再生緊急整備地域は堺市のこの中心市街地、そしてまた鳳駅周辺、そしてまた堺浜とありますので、この辺をもう少しですね、しっかり今後検討する中でテーブルに上げていただきまして、この都市再生緊急整備地域における環境アセスの対応の仕方、また規模要件を配慮していただきたいというふうに思います。

それと特徴の一つのことで言いました、あらゆる手続の段階において、公告、縦覧など情報提供の機会の拡大を図るということでもありますけれども、こういったことをどこかの他の政令市を参考にされるおつもりなのか、お聞かせ願いたいと思います。

◎吉松 環境共生課参事 この環境影響評価制度の大きな柱の一つに住民等の参加があります。これは手続の各段階において公告、縦覧、説明会や公聴会の開催など情報の公開性を高めるように、このため配慮する必要があります。

他の政令市においてもほとんど同様の規定でございまして、方法書及び準備書についての公告、縦覧後の一定期間内に環境の保全上の見地から住民等が意見を述べることができるとしております。本条例では、これに加え事後調査報告書につきましても住民等が意見を述べるができるということにしております。以上です。

◆芝田 委員 事後調査報告書につきましても、住民等が意見を述べるができるというようなことを答弁いただきましたけれども、これは開発の終了後、また開発が進んでる段階での事後調査報告書というふうにとらえておるんですけれども、この環境影響評価を

評価する仕組みについて、この事後調査報告というのは、どのようにお考えになっているのか、またご説明願いたいと思います。

◎吉松 環境共生課参事 事後調査制度ということでございますが、環境影響評価の対象となった事業につきましては、適正な環境の保全上の措置を図っていくということが大切となり、当該事業にかかる工事の期間、またその事業の実施期間における環境に及ぼす影響について、事業者が適切に調査するとともに、その調査結果に基づき必要な措置を行うことが重要であります。

このため条例第39条から第43条に事後調査制度を規定しております。これは事業者から提出された事業調査報告書を公告、縦覧し、市民等も意見書を提出できるものとしております。また、必要に応じ事業者に対して環境の保全について必要な措置を行うよう求めることができる制度としております。以上です。

◆芝田 委員 それでは、事業実施後の事後調査期間等についての考え方をお答え願いたいと思います。

◎吉松 環境共生課参事 事業実施後の事後調査期間等についてでございますが、事業実施後の事後調査については、事業の種類及び規模によって調査項目や環境に及ぼす影響の程度が異なります。したがって、定まった調査期間を設けることは難しく、他の政令指定都市の条例を見ましても期限を限定しておりません。したがって、事業者から提出された事後調査結果を精査し、引き続き調査する必要があると考えられる項目についてはそのままとし、環境保全上の問題は発生しないと考えられる項目については、早期に除外するなど当面対応したいと考えております。以上です。

◆芝田 委員 ありがとうございます。それでは最後に要望を申し上げたいというふうに思います。

このように今回の堺市環境影響評価条例につきましては、環境保全におきまして、とても有効であるというふうなことも確認されましたし、また環境開発に配慮した開発等へ誘導することもできるということでもありますし、そしてまた、市独自でこの条例をつくることによりまして、事業者の手續の期間の短縮もできると、そしてまた堺市域の特性を生かすこともできるというふうなことでありますので、私たちは、公明党としては理解させていただいております。

最後の項でも、この事業実施後のこの調査期間等におきましてもですね、この辺がですね、答弁いただきましたように、とても大事なことだと思います。フォローが大事と言われるし、その事後調査がアセスの、今回のアセスメントの大事な視点ということをですね、しっかりこの辺も配慮していただきまして、今後の規模要件等を策定するときの、しっかりテーブルに上げていただきたいなというふうに思います。

最後に再度申し上げますけども、審査会の意見はもとより、しっかり市民とですね、また事業者の十分意見を聞いていただきまして、検討を重ねまして堺市の環境行政、そしてまたまちづくりの推進に取り組んでいただきたいことを強く要望いたしまして私の質問を

終わらせていただきます。ありがとうございました。